

令和4年2月28日

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会  
議長 中釜 斉 殿

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会  
情報提供・相談支援部会  
部会長 高山 智子

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針および次期基本計画策定に向けて：  
相談支援および情報提供の機能の充実に関する提案書（案）

これまで、がん診療連携拠点病院等（以下、拠点病院）のがん相談支援センターでは、がんにより生じる困りごとや療養生活の心配、悩み等が軽減され、がんになっても安心して暮らせる社会の構築に貢献することを目指して活動を行ってきました。またこの活動は、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（以下、整備指針）にも基づくものであり、目指す姿を踏まえた活動および活動評価を、各拠点病院、都道府県、全国の単位で進捗状況を確認・共有しながら、改善に努めてきました。これにより、全国のがん相談支援センターを中心とした拠点病院での相談支援や情報支援の充実は、着実に図られてきているものと考えております。しかしその一方で、拠点病院でさえ、がん相談支援センターの存在を知らない患者がまだ多く存在することや、セカンド・オピニオンをはじめとする患者が必要とする情報が十分に行き渡っていないこと等の課題が患者体験調査で示され、また拠点病院により相談対応に差があり、適切な相談対応が受けられない等の厳しい声も聞かれています。

このたび拠点病院のがん相談支援センターに対して行った“がん患者や家族のがんに関する困りごと”および“現在対応や解決されていないこと”に関するアンケートでは、251施設（全拠点病院の47%）からのべ1498件の現状および課題に関するコメントが寄せられ、情報提供・相談支援部会で対応策をまとめました。その結果、がん相談センターを中心とした活動だけでは、解決が難しい課題や拠点病院として行う情報提供や相談支援の役割が十分に機能しない状況があること、また新型コロナウイルス感染症による影響により、これらの状況がさらに悪化し、患者等に生じている困難さや相談対応の難しさが生じている現状があることが示されました。

拠点病院に設置されたがん相談支援センターは、すべての患者、家族、地域住民が利用できるがんに関する情報提供拠点としての役割を担っています。またがん患者や家族等の心配、悩み等の軽減と安心して暮らせる社会の構築に貢献するため、下記に示すような目標と、それらに対応した行動指針と指標を整備していくことが、がん相談支援センターが真に患者、家族、地域住民から求められる役割を果たすために重要であると考えます。

#### 記

＜拠点病院における相談支援と情報提供機能の充実を目指す目標＞

（行動指針と目標達成状況を測定する指標案を含めた詳細は参考資料1を参照）

1. がん診療連携拠点病院としてすべてのスタッフが、患者や家族等の不安や困りごとに気づき、必要な情報提供や支援を行い、必要時には、がん相談支援センターにつなげられるようになることを目指す。

2. 患者や家族等のがんによる不安や困りごとに適切に対応できるよう相談支援の場を利用しやすくするとともに、適切な支援につながることを目指す。
3. 患者や家族などの相談者が安心して利用できるよう、公平で、中立な相談の場を確保し、患者や家族などの相談者が、科学的根拠に基づく信頼できる情報等をもとに、(その人なりの)意思決定ができる体制を整備する。
4. 質の高い相談支援を提供する体制を整備する。
5. がんになっても安心して暮らせるよう、地域の関係者らと協力して、社会にがんに関する適切な理解を促すことを目指す。

これらの目標が達成されるためには、がん相談支援センターだけでなく、より大きな組織（行政、都道府県がん診療連携協議会、拠点病院等）単位での対応も重要になると考えられることから、相談支援や情報提供に関する提案案を対象別に記載いたしました。がん診療連携拠点病院が求められている機能を果たしていけるよう、また国のがん対策における相談支援および情報提供の充実に向けて、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会では、がん診療連携拠点病院等の整備指針やがん対策推進基本計画の策定にあたり、以下の1.～5.についてご検討いただくことを提案いたします。

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会におかれましては、これらの課題解決に向けて、国の関連協議会等の場でご検討いただき、今後の各施策への反映に向け、何卒お取りはからいますようお願い申し上げます。

## ■ 対策として求める提案（注：提案の中で特に重要な箇所を下線で示した）

### 1. 都道府県がん診療連携協議会が果たすべき役割について

#### 【提案1】

都道府県協議会の情報集約・公開・更新の役割を強化し、行政と協力の下、都道府県内全ての拠点病院が、病院をあげて診療等の対応状況について情報の集約に協力する仕組みを作ることが必要である。

#### 【提案2】

症例が少ない相談（小児・AYA、希少がん等）の対応や情報提供について、都道府県協議会主導の下で役割分担や連携構築についての議論を進め、情報公開することが求められる。

#### 【提案3】

ピアサポーター・患者支援団体と各拠点病院を円滑につなぐため、各拠点病院ではなく、都道府県単位の取り組みとして都道府県協議会等がコーディネート機能を担うことが求められる。

#### 【提案4】

地域住民へ向けた正しいがんの知識の周知については、都道府県協議会主導の下で行政機関等との協議・調整を行うことで、個々の機関での調整の負担を低減させることが求められる。

### 2. 拠点病院が果たすべき役割について

#### 【提案5】

診断後早期に知るべき情報を確実に伝えるための体制整備については、一部門や一職種のみでの対応は困難であり、病院をあげての協力、役割分担と連携体制の構築が必要である。

#### 【提案6】

苦痛や困難を抱える患者・家族を支援につなぐために、病院をあげてスクリーニングと患者・家族支援に取り組むこと、がん診療に携わる院内全職員が、時事変化するがん対策に関わる支援情報を学ぶ機会（院内教育等）を年1回以上設けることについて整備指針に明記することが必要である。

#### 【提案7】

がん相談支援センターの利用促進のために、病院管理者を含むすべての医療者が、がん相談をだれでも安心して利用できるよう、がん相談支援センターの理念や基本姿勢、対応内容を知ることが必要であり、医療者がこれらを学ぶ機会（院内教育等）を年1回以上に設けることについて整備指針に明記することが必要である。

#### 【提案8】

全ての患者や家族が、がん相談支援センターの存在（場所・連絡先・どのような相談に対応可能か）を認識できるよう、診断後早期にがん相談支援センターを紹介する体制を整備することが求められる。そのためには「主治医が」利用を勧めることができる体制について、病院をあげて整備することの重要性が整備指針に記載される必要がある。

#### 【提案9】

現状のがん相談支援センターの業務量の増加・業務内容の専門化、加えて相談対応の質の担保・持続可能性の観点から、都道府県拠点病院および地域拠点病院（高度型）では専従3人以上、地域拠点病院（除く高度型）では専従2人と専任1人以上、地域がん診療病院では専従2人以上の相談員を配置すること。多様な業務に対応できる体制を整える観点から、相談員のうち1名は看護師、もう1名は社会福祉士・精神保健福祉士の資格保有者とすることを整備指針に明記することが必要である。

#### 【提案10】

専門性が高い相談内容、医療的判断を伴う内容に適切に対応するため、がん診療に関わる診療科の医師（兼任可）を1名配置することを整備指針に明記することが必要である。病院長を先頭に、がん診療に関わる全診療科の医師が協力する体制を構築することも併せて整備指針に記載する必要がある。

#### 【提案11】

相談員が相談員でなければできない業務に専念できるよう、都道府県拠点病院および地域拠点病院（高度型）では2人以上、地域拠点病院（除く高度型）および地域がん診療病院では1人以上の事務職を配置すること。がん相談支援センターの上部組織（がん診療センター等）に配置されている事務職が、がん相談支援センターの事務を兼務する形を認める。がん診療センター等との兼任でない場合には、専従であることが望ましい。WEB 会議システムの操作に慣れている事務を配置することを整備指針に明記することが必要である。

#### 【提案12】

がん相談支援センターで提供する支援の質を担保するため、相談員の研修修了要件を定期的な知識更新を要する形に変更すること、また対応の質の向上につなげるため正確な情報支援や相談対応のモニタリングを行うために必要となる資材（診療ガイドライン、相談対応を録音するための機材等）購入の必要性まで具体的に整備指針に明記されることが必要である。

### 3. 国の都道府県拠点病院連絡協議会の役割について

#### 【提案13】

国の都道府県拠点病院連絡協議会で情報や連携構築すべき範囲を検討し、そこでコンセンサスを得たものを随時各都道府県協議会や各拠点病院において情報集約・連携構築し、患者家族向けに情報提供することで、国内でのがん相談支援や情報提供の水準をあげつつ、社会状況に応じた相談支援や情報提供に柔軟かつ迅速につなげる等の取り組みが必要である。

### 4. 整備指針の構成について

#### 【提案14】

がん対策の目標に即して拠点病院の体制整備を行うためには、情報提供・相談支援で何を指し（目的・目標）、そのために何をするか（整備する体制や実施事項）や達成状況の測定（評価指標）の必要性が、整備指針に明確に示される必要がある。

#### 【提案15】

都道府県協議会が果たすべき役割がますます重要になっていることから、整備指針上の都道府県協議会に関する事項（果たすべき役割、取り組むべき事項、協議会構成員の責務等）については、都道府県拠点病院の指定要件とは別建てで、明確に記載される必要がある。

### 5. その他、がん対策推進基本計画に関わる事項

#### 【提案16】

その他、基本計画に関わる事項として、拠点病院の整備をはじめとする医療の範囲では対応が困難なものも多い。法務をはじめとする他分野との協働や社会教育分野等の連携も必要となるものも多く、他分野との連携も想定において、相談支援や情報提供の充実が図られる必要がある。拠点病院として、これら解決が難しい課題が起きている状況の情報を集約し、都道府県や国の協議会等を通して速やかに国の専門委員会等とも共有をはかることが求められる。

※ 上記の「提案1～16」の背景となっている課題とそれに対応した対策については、**参考資料2**をご参照ください。

以上